

改正概要説明書	
国名：南アフリカ	法令名：商標法
改正情報：2008年企業法 No. 71 により改正された 1993年法律 No. 194 2011年5月1日施行	
<p>改正概要：</p> <p>今回の改正においては、2008年の法改正に基づいて、項目分けの表現の変更、組織・役職の権限及び根拠について形式的な変更が行われた。組織・役職等の変更は、南アフリカの知的財産権を登録する官庁である「企業知的所有権登録庁(CIPRO)」が2011年に「企業知的所有権委員会(CIPC)」に組織変更されたことに基づく。</p> <p>次に、実体的変更点としては、1997年法律 No. 38に基づいて、不登録商標の対象の明確化、周知商標の保護拡充、及び国際分類との調和、移転に関する手続の適正化を図る改正が行われた。</p> <p>主な変更点は以下の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 条文の構成体系を「章」から「部」に形式的に変更した(第1条)。 2. 定義を見直し、その後の条文にない「条約出願」の定義を削除し、また、2008年の法改正に基づいて組織変更された「企業知的所有権委員会」(特許庁に相当)を「委員会」と定義した。さらに、委員会の組織としての「登録官」を「委員会の長」(特許庁長官に相当)と、「商標庁」を「委員会の庁」と定義した(第2条(1))。 3. 商標の登録の権限、職務、責任は「委員会」が有する旨を規定した(第6条)。 4. 登録できない商標の構成要素として商品の「形状、外形、色彩」に加えて「模様」から専らなる標章を追加し、また、先行周知商標との関係では、出願商標の使用が欺瞞又は混同を生ずる恐れがある場合を明記した(第10条(5)(6))。 5. 商標登録後に商品又はサービスの属する国際分類が変更された場合、分類変更の申請は更新時にしなければならないとの旧規定が、いつでもできるように改正された(第11条)。 6. 出願商標の対象とされた商品又はサービスの一部にのみ欺瞞又は混同の恐れがある場合でも、出願人がその恐れのない商品等にのみその商標を使用すると約した場合には全部の商品等を登録できる旨の規定が削除された(第13条)。 7. 不使用取消の対象から、パリ条約上の周知商標に該当すると主張された商標を除外する旨の規定を追加した(第27条(5))。 8. 商標侵害に対する救済を与える裁判所を管轄高等裁判所と明記し、損害賠償又はロイヤルティ相当額のいずれを請求するかを商標所有者の選択に委ねることを明確化した(第34条(3))。 9. 登録商標を移転した結果、欺瞞又は混同を生ずる恐れがある場合、旧規定では移転は無効とされていた効果を登録簿からの抹消に変更し、併せて移転後の状況説明書に関する規定を削除した(第39条(4)(6))。 	

改正内容：

・第1条（本法の部区分）

「章（Chapter）」による区分の名称を「部（Part）」へと変更した。

・第2条（定義）

(1) 「委員会」の定義が挿入された。「委員会」は「企業知的所有権委員会」を意味し、特許庁に相当する組織をいう。

「条約出願」の定義が削除された。

「登録官」の定義が、「2008年企業法第189条に基づき任命された委員会の長をいう。」と改正された。登録官は特許庁長官に相当する職階である。

「商標庁」の定義を挿入し、「委員会の庁」と明記した。

・第5条（商標庁の継続）

組織改編により「委員会」が設けられたのに伴って規定が廃止された。

・第6条（商標登録官）

(1) 「委員会は、

(a) その権限を行使することができ、本法により登録官に与えられた又は課せられた職務を遂行しなければならない、且つ

(b) 商標庁を管理する責任を負う。」と全文改正された。組織改編に伴い2008年法律No. 71によって旧(2)及び(4)は規定自体が廃止された。

・第10条 登録できない商標

(5) 「商品の形状、外形、色彩又は模様から専ら成る標章であって、当該形状、外形、色彩又は模様が特定の技術的結果を得るために必要であるか又は当該商品自体の性質に起因するもの」と下線部が追加された。

(6) 出願商標が周知商標と抵触する要件として、出願商標につき「その使用が欺瞞又は混同を生じる恐れがある場合」が必要である旨が追加された。

・第11条（登録は特定の商品又はサービスについてされる）

(2) 「商標が本法の施行の前又は後に(1)にいうように登録され、かつ、当該登録の存続期間中にその商標の登録に係る所定の分類が改訂され又は新しい分類により取り替えられる場合は、商標の所有者は、改訂された分類又は新しい分類に従って、いつでも、商標が登録されている類の改訂を所定の方法により申請することができる。」と、商品又はサービスの国際分類の変更があった場合には更新と同時に分類の変更を申請しなければならない旨

が削除され、いつでも新分類に変更申請できるものとして下線部のように改正された。

・第 13 条（指定に含まれる一定の商品及びサービスについてのみ標章を使用する場合の登録）

本条は、出願商標の対象とされた商品又はサービスの一部にのみ欺瞞又は混同の恐れがある場合でも、出願人がそのおそれのない商品等にのみその商標を使用すると約した場合に全部の商品等を登録できる旨の規定であったが、改正により廃止された。

・第 27 条（不使用を理由とする登録簿からの抹消）

(1) 「第 70 条(2)の規定に従うことを条件として、登録商標は、次の何れかの理由がある場合は、何れかの利害関係人による裁判所に対する申請に基づいて、又は申請人の選択により、かつ、第 59 条の規定に従うことを条件として、所定の方法による登録官に対する申請に基づいて、当該商標が登録されている商品又はサービスの何れかについて、登録簿から抹消することができる。」と改正され、旧法で第 70 条と共に引用されていた第 13 条が削除された。

(1)(c) 「裁判所又は場合に応じて登録官が発する日付の通知に従うことを条件として、かつ、規則の規定に従うことを条件として、商標が法人の名義で又は自然人の名義で登録されている場合において、当該申請より 2 年以上前に当該法人が解散され又は当該自然人が死亡したこと及び第 40 条に基づく当該商標の譲渡に係る登録申請が行われていないこと」と、下線部が加えられた。

(5) 不使用取消の対象について、「周知商標としてパリ条約に基づいた保護が権利主張された商標には適用されない」と、除外規定が追加された。

・第 34 条（登録商標の侵害）

(3) 「本法に基づいて登録された商標が侵害された場合は、管轄権を有する高等裁判所は、その所有者に次の救済を付与することができる。

(a)-(c) (略)

(d) 損害賠償に代えて、所有者の選択により、当該商標の使用についてライセンシーであれば支払うことになっていた筈の相応のロイヤルティ。この使用には、登録出願の受理の公告後に行われた使用であって登録後に行われたとすれば登録により取得された権利の侵害になるであろうものが含まれる。」と、下線部が加えられた。

・第 39 条（譲渡及び移転に係る権限及び制限）

(4) 「登録商標の譲渡又は移転の結果、共和国その他の場所において異なる者が商標を使用することが欺瞞又は混同の虞を生じることになる場合は、第 10 条(13)が適用される。」と改正され、譲渡・移転の結果、欺瞞又は混同を生ずる恐れがある登録商標は登記簿から

抹消されることになった。

(6) 移転後であっても欺瞞又は混同が生じない旨の説明書を商標所有者が提出できる旨の規定が設けられていたが、本改正により削除された。

・第 51 条（登録は有効性の一応の証拠となる）

「登録商標に関するすべての法的手続(第 24 条に基づく申請を含む)において、」と変更され、カッコ内で引用されている条文を第 25 条から第 24 条に修正した。